



# 放送事業者を取り巻く 近時の議論の状況について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士 落合孝文

---

# プロフィール



落合 孝文

プロトタイプ政策研究所所長・弁護士

シニアパートナー（第二東京弁護士会所属）

慶應義塾大学工学部数理科学科卒業。2005年慶應義塾大学大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。2006年弁護士登録（第二東京弁護士会）。渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー。金融、医療、不動産、交通、通信・放送等の新規事業開発や規制対応、情報利活用、海外進出等に関するサポートを行う。

## 公的団体等

総務省 デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 委員

総務省 公共放送WG 委員

総務省 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 委員

総務省 情報通信法学研究会 構成員

内閣府国家戦略特区WG 座長代理

内閣府規制改革推進会議 専門委員

デジタル庁デジタル臨時行政調査会作業部会委員

内閣府新技術等効果評価委員会 委員

経済産業省「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」 委員

総務省「AIネットワーク社会推進会議 AIガバナンス検討会」委員

公正取引委員会「情報システム調達に関する意見交換会」委員（終了）

経済産業省、公正取引員会、総務省「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会 データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ」委員（終了）

福岡県 国際金融都市アドバイザー 他多数

## 民間団体等

一般社団法人データ社会推進会議 監事

一般社団法人Fintech協会 常務理事

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会 代表理事副会長 他多数

# 放送事業者の事業環境 の変化について

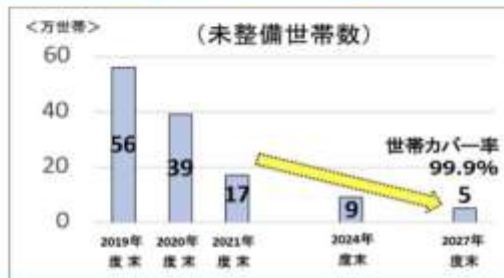
# 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」での認識の環境整理

## 第1章「放送を取り巻く環境の変化」の概要

2

- ◆ デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、**情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。**
- ◆ また、放送における広告費の低下や人口減少の加速化により、**構造的な変化が迫られている。**
- ◆ こうした傾向は今後も続くことが予想される中、**放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に引き続き応えていくため、既存の枠組に囚われない変革が求められる。**

### ブロードバンドの普及



### 動画配信サービスの伸長等

<世界的な配信プラットフォームサービス>



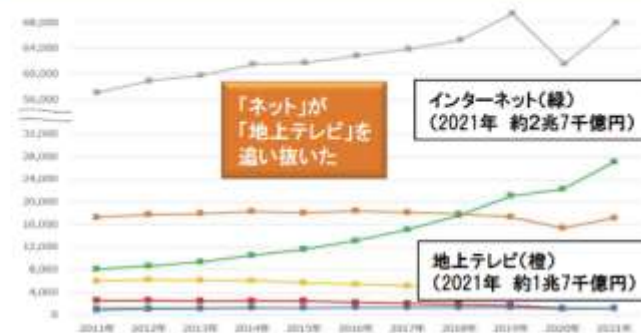
<チューナーレスデバイス>



### 視聴スタイルの変化 / テレビ離れ



### 広告市場の動向



# 視聴者のスタイル、利用動向の変化

## 視聴スタイルの変化

3

- ▶ テレビが普及した当時は、「家族みんなでお茶の間のテレビを囲む」といった視聴スタイルが主流であった。
- ▶ インターネット・モバイル端末の普及等により、個人志向（好きな時間に、手元の端末で）が強まっていると見られる。



### テレビ以外の機器でテレビ番組を見る理由 (該当者+複数回答)

※スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレット端末、ゲーム機、その他のいずれかでテレビ番組を見ることを回答した人。 ( )内はサンプル数。総サンプル数が100人未満で誤差が大きいので参考値

	全体	18-29歳 (141)	30代 (124)	40代 (137)	50代 (143)	60代 (93)	70歳以上 (96)
放送時間にかかわらず、自分の好きな時間に見たいから	45	57	48	49	50	39	36
放送時間が変わった番組を見たいから	30	35	32	30	31	27	19
テレビで見るとより手軽だから	27	40	38	26	26	13	11
外出先で見たいから	25	31	20	22	22	25	28
自分のがテレビを見たい時に、家族などほかの人が使っているから	23	29	30	27	15	20	16
家の中の、テレビがないところで見たいから	21	29	32	20	15	13	8
手元にある機器で見たいから	18	23	23	17	17	14	13
5Gやインターネット動画サービスから配信見たい (リンクから見たい) から	7	10	9	5	7	4	5
テレビを持っていないから	3	4	7	3	1	1	0
その他	2	1	2	1	5	2	5
無回答	7	4	3	2	6	14	19

【出典】NHK放送文化研究所「放送研究と調査2022年8月号」p16 表4を元に作成

## 年代別のインターネット利用の動向

6

- ▶ 年代別に見ると、若年層（10-20代）ほど、テレビ（リアルタイム視聴）が少なく、インターネット利用時間が多い。
- ▶ 若年層ほど、インターネットで、ソーシャルメディアの利用と並んで動画を視聴している時間が多い。



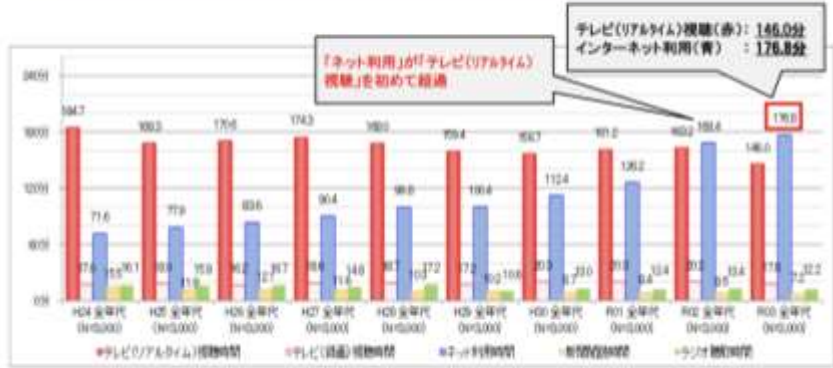
– 通信に利用できるデバイスの普及・多様化（スマホ、PC、タブレット等）が利用される一方で、テレビもインターネットに接続できるものが50%を超える）

– 端末が個人化し持ち運びが容易になるだけでなく、通信サービス経由でアクセスできるコンテンツの魅力が増加していることも影響しているのではないかと

## インターネット利用時間の増加

4

- ▶ 令和2年度において、平日1日の平均利用時間での「インターネット利用」が「テレビ視聴」を初めて超過した。
- ▶ 令和3年度では、「インターネット利用」と「テレビ視聴」の時間差がさらに拡大している。



## インターネットでの放送コンテンツの視聴

7

- ▶ インターネットで「テレビ番組のリアルタイム配信」を見たことのある人は25%程度。
- ▶ スマートフォンでテレビ番組を視聴する人は若いほど多く、16～29歳では半数を超える。

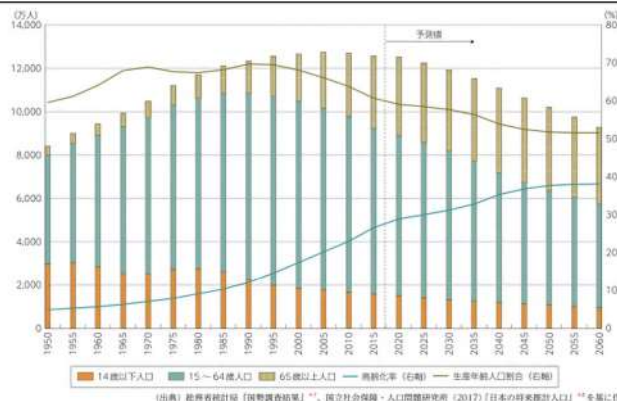


- ネット利用がテレビ利用と逆転し、このような傾向は今後変わらないと考えられる
- ネット配信においては、（権利処理ができるかぎり）技術的にはリアルタイム配信に限らず、見逃しやウェブキャストイングなどのスタイルの提供も技術的に容易で、若年層を中心にこのようなスタイルへの嗜好が高まってきている

## 我が国人口の推移と将来推計

11

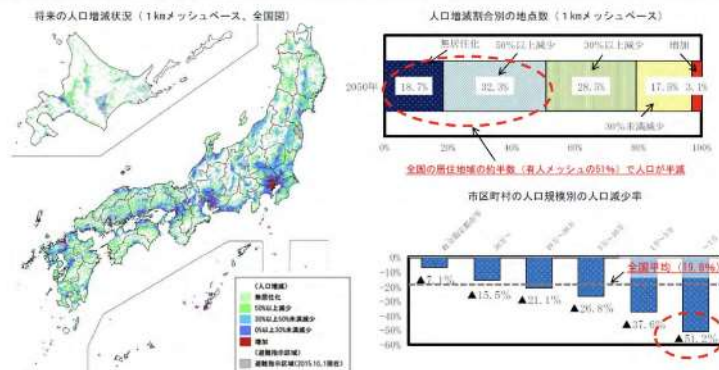
- 我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2055年には1億人を下回ることが予測されている。
- また、生産年齢人口割合は、2020年には59.1%であるが、2055年には51.6%にまで減少すると見込まれている。



## 2050年には国土の約2割が無居住化、人口規模が小さい市町村ほど顕著

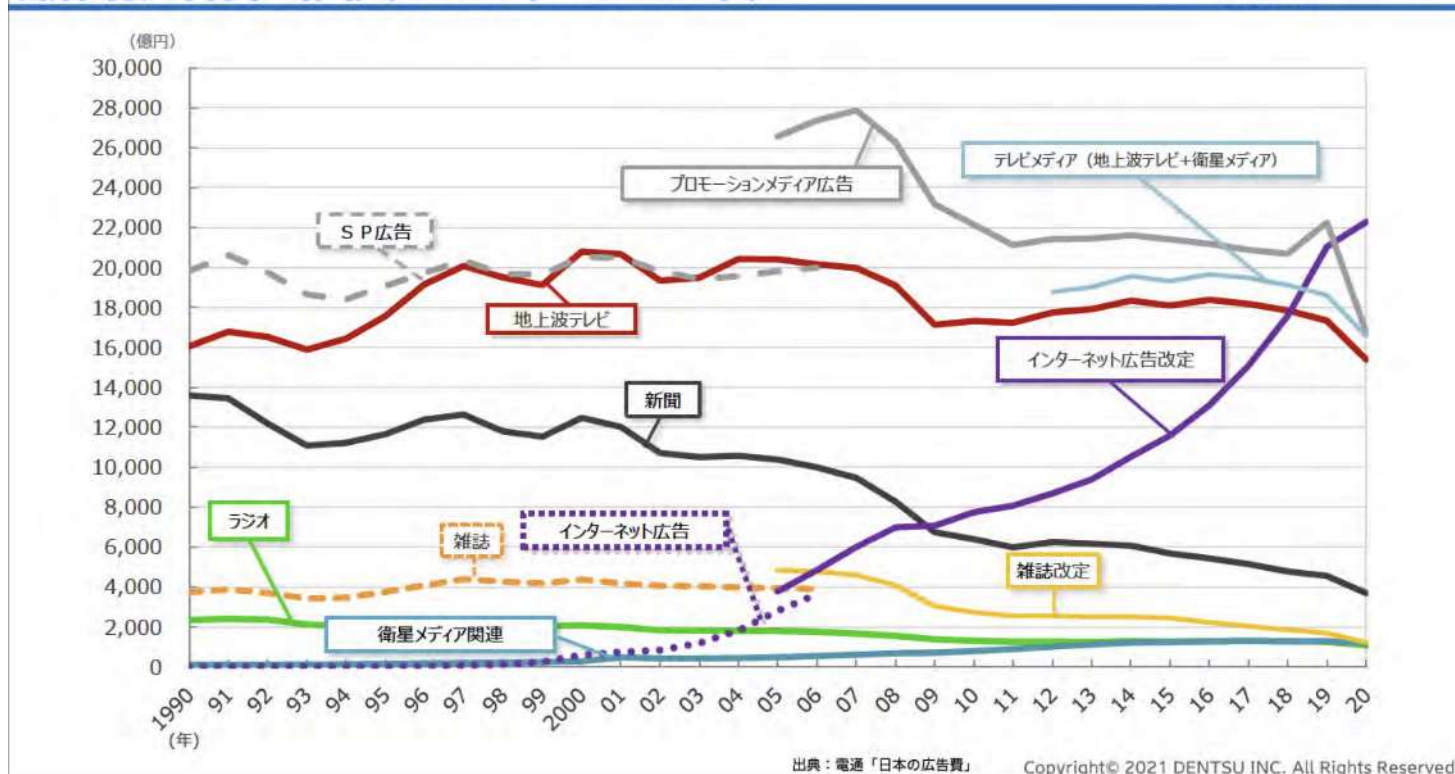
12

- 平成27年国勢調査時点の居住地域は国土の約5割となっている。2050年には、全国の居住地域の約半数が人口が50%以上減少し、人口の増加がみられる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られる。
- また、人口規模が小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向があり、特に2015年時点の人口が1万人未満の市区町村で、人口がおよそ半分に減少する可能性。



- 人口減少が加速するとともに、地方における過疎化の進展も極めて高い確度で進む
- ローカル局を中心に、視聴者となる住民自体が減少し、より厳しい経営環境になると見込まれる

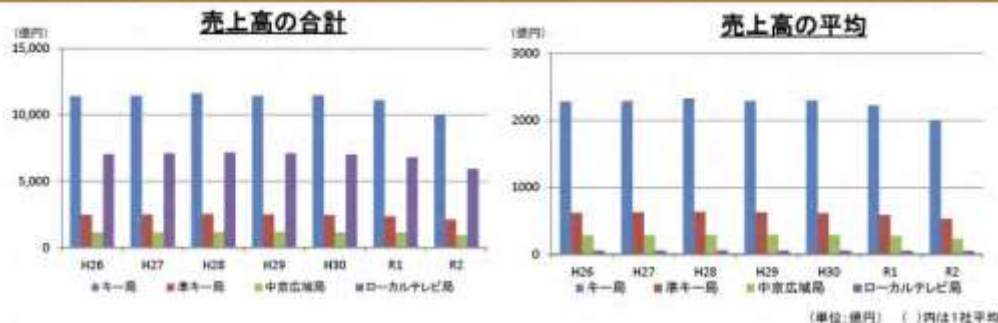
## 媒体別広告費の推移(1990年～2020年)



- インターネット利用が増加する中、2020年の時点で、インターネット広告がテレビ広告の収益を凌駕し、テレビ広告収入は減少傾向になる



地上系民間基幹放送事業者(テレビジョン放送)に係る収支の推移 7



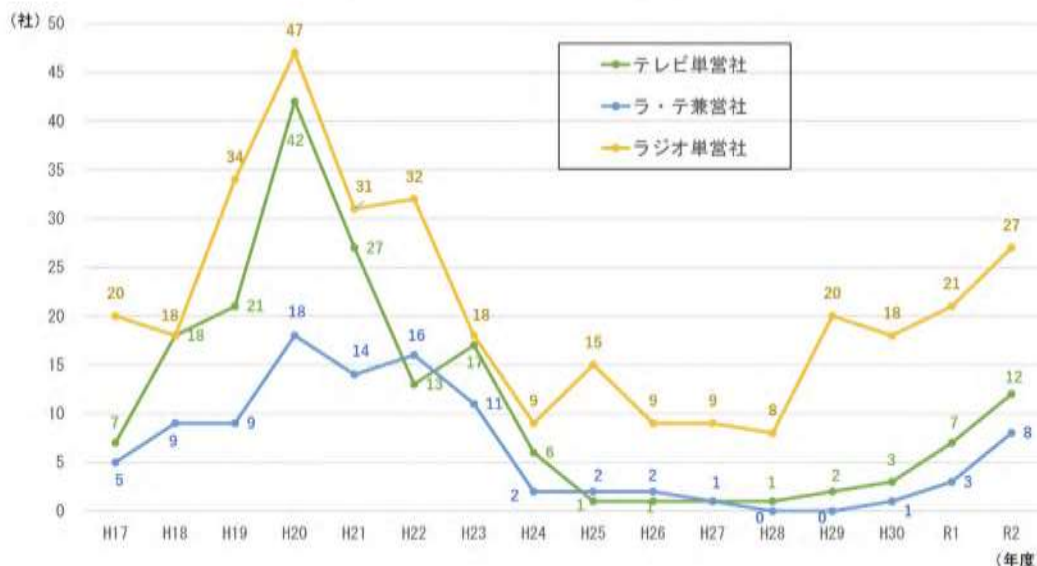
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
キー局 (5局)	売上高	11,402(2,280)	11,428(2,288)	11,612(2,322)	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)
	営業損益	668(134)	730(146)	722(144)	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)
準キー局 (4局)	売上高	2,474(619)	2,511(628)	2,543(636)	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)
	営業損益	140(35)	145(36)	158(40)	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)
中京広域局 (4局)	売上高	1,151(288)	1,157(289)	1,175(294)	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)
	営業損益	121(30)	113(28)	99(25)	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	7,055(62)	7,112(62)	7,170(63)	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)
	営業損益	575(5)	586(5)	566(5)	490(4)	423(4)	306(3)	165(1)

- 広告収入減少の傾向、厳しさを増す経営環境の中で全般として売上の現象、営業損益の悪化につながっており、（資料には含まれないものの）令和3年以後もより厳しい環境となっている

## 赤字社数の推移(地上テレビ・ラジオ事業者)

8

▶ 地上系テレビジョン及びラジオ放送事業者（コミュニティ放送除く。）の赤字社数は、平成20年度のリーマン・ショック以降は減少傾向にあったが、近年は再び増加している。



- 特にローカル局などのなかでは、赤字の放送局も増加傾向にある
- 見た目の貸借対照表、損益計算書等の状況に限らず、従前からの含み益がある資産の活用で収益を確保したり、また地元企業等からの出資（場合によっては自治体からの出資）により債務超過を回避するようなケースも

## 自社制作番組比率

16

地上テレビジョン放送事業者	自社制作番組比率
関東広域圏	平均 約85%
中京広域圏	平均 約23%
近畿広域圏	平均 約34%
その他県域ローカル局	平均 約12%

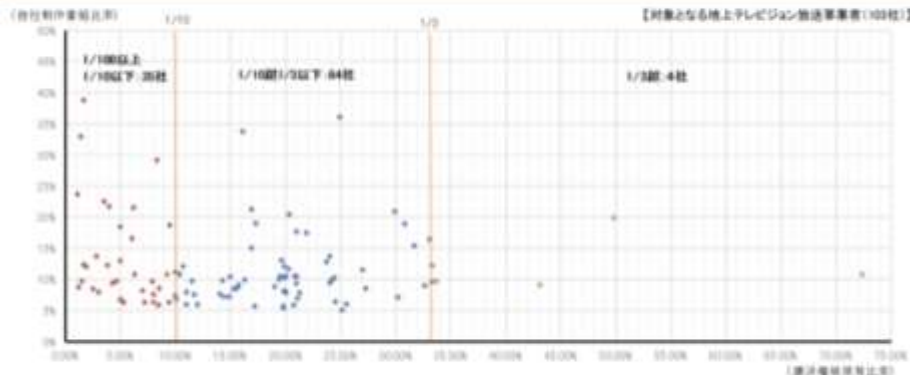
(注)平成30年4月の特定の一週間の放送番組に係るもの(平成30年再免許申請書類を元に総務省で集計)。

出典:第6回会合(令和4年3月8日)事務局資料より抜粋

## 【参考】地上テレビジョン放送事業者が保有される議決権比率と自社制作番組比率の関係

17

※ 下記のグラフは、認定放送持株会社及び地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)により議決権を保有される地上テレビジョン放送事業者の当該保有される議決権比率(議決権保有比率)と自社制作番組比率を示したものである。  
 ※ 関係分析の結果、地上テレビジョン放送事業者について、議決権保有比率と自社制作番組比率との間に関連性は特に認められない(有意ではない)。



※ 「議決権保有比率」は、認定放送持株会社及び地上基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)から提出されている届出率に基づき、令和3年12月末時点の数。

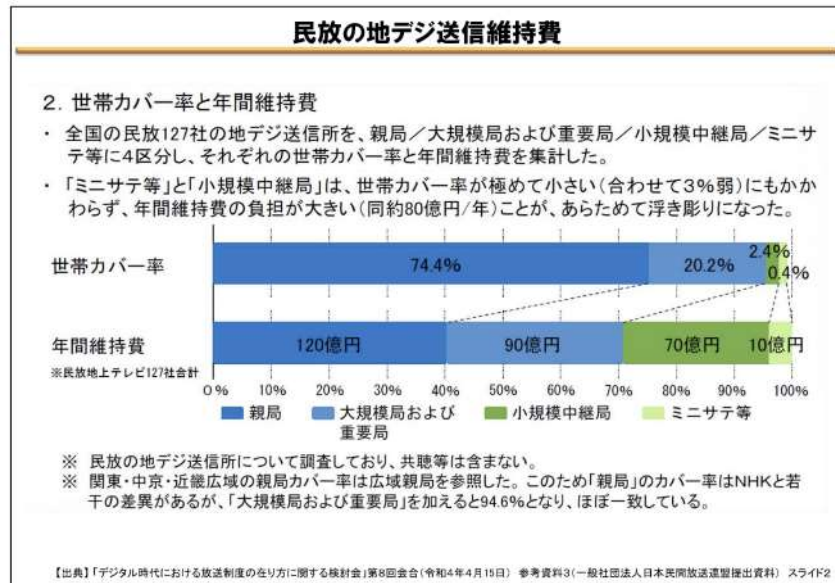
※ 「自社制作番組比率」は、「日本民間放送年鑑2021」(日本民間放送連盟編、令和3年12月発行)に掲載の数(調査期間:令和3年4月5日～11日)を使用。

※ 認定放送持株会社100%子会社である地上テレビジョン放送事業者は除外。  
 ※ 各地上テレビジョン放送事業者における最も高い議決権保有比率を抽出。

- 民放事業者においては、キー局、準キー局が制作する番組を中心として編成がなされている
- 地域に根ざした情報の発信という意味では、ローカル局等からの情報発信が増加することも重要と考える

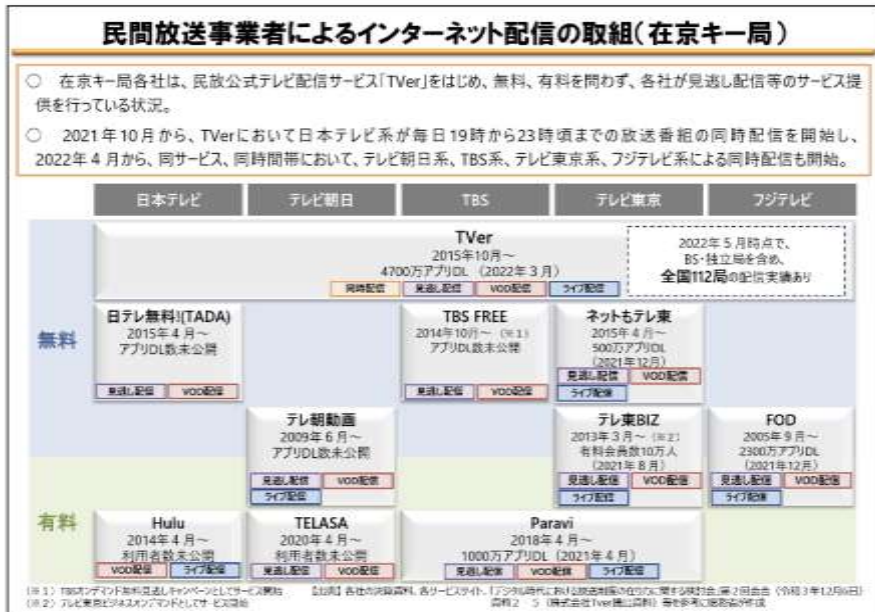


図表 3-3 NHKにおける地上テレビジョン放送の送信にかかる経費

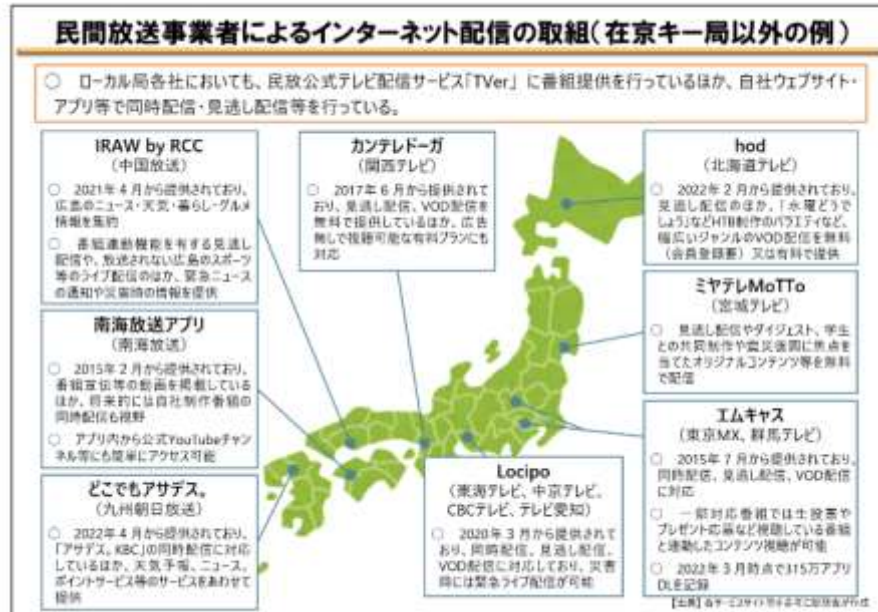


図表 3-4 民放の地デジ送信維持費

- 広く世帯をカバーできる親局よりも、世帯カバー率が小さい局の維持により一層のコストを要している
- 世帯数の減少が進む中で、サービスの損益分岐点が変わりつつあることが想定される



図表4-1 民間放送事業者によるインターネット配信の取組(在京キー局)



図表4-2 民間放送事業者によるインターネット配信の取組(在京キー局以外の例)

- 民放事業者のインターネット配信もここ数年で大きく進展してきており、2022年4月以降は各キー局がTVerにより同時配信を実施
- もっとも、放送業務に比べると視聴状況は限定的

## NHKの現況 (令和4年3月末時点)

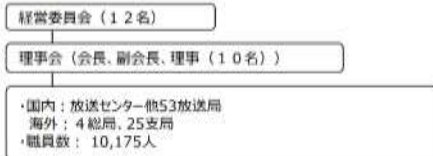
15

### ① 放送法に基づく受信料を主たる財源とする特殊法人

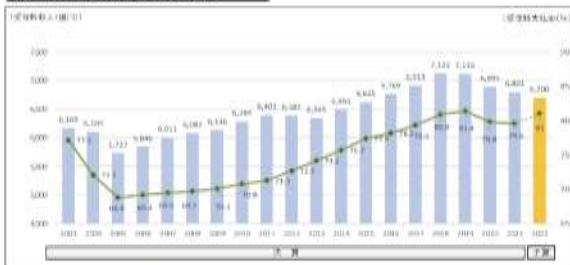
第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（中略）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし（中略）ラジオ放送（中略）に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

### ② 組織



### ④ 受信料収入と支払率



注1) 2012年から消費税率の増徴に際して徴収方式に変更したため、2011年までの受信料収入については、放送額の数値から徴収額を控除したものと見做す。  
 注2) 2012年10月より、月額120円の定額料値下げを実施。  
 注3) 2014年4月からの消費税率引き上げに伴い、受信料額を変更。  
 注4) 2018年10月からの消費税率引き上げに伴い定額料額を控除済み。  
 注5) 2020年10月からの消費税率引き上げに伴い定額料額を控除済み。

### ③ 業務

#### 必須業務

##### 国内放送

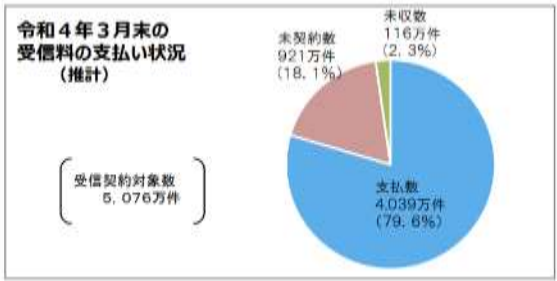
- テレビジョン放送
  - 地上放送 2ch (総合・教育)
  - 衛星放送 4ch (BS1・BSプレミアム・BS4K・BS8K)
- ラジオ放送 3ch
  - 第1 (AM)・第2 (AM)・FM

##### 国際放送

- テレビジョン放送 (衛星)
  - 外国人向け英語放送「NHKワールド JAPAN」
  - 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」
- ラジオ放送 (地上 (短波・中波・FM)、衛星)
  - 17言語による外国人向け放送「NHKワールド JAPAN」
  - 日本語による在外邦人向け放送「NHKワールド・ラジオ日本」

#### 任意業務

- インターネット活用業務
  - (テレビ・ラジオの放送番組等をインターネットで配信する業務等)
  - ⇒ NHKは実施基準を作成し、総務大臣の認可を受けることが必要



– 国内では民間放送事業者とNHKとの二元体制とされており、NHKにおける事業環境の変化や、民放との連携関係の整理なども求められる

## NHKにおける三位一体改革について

23

NHKの業務・受信料・ガバナンスは相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要。

	現状と課題	今後の方針(中期経営計画等)																											
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●チャンネル数の見直し(2018年BS4K・BS8K開始)</li> <li>●営業経費(契約収納費、人件費等)の削減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶(H17決算)支出の13.6%⇒(R3決算)9.1%</li> </ul> </li> <li>●インターネットの活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶R1放送法改正により常時同時配信が可能に</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衛星波は<b>2023年度に1波削減</b>、ラジオは<b>2025年度に1波削減</b>(中計)</li> <li>●営業経費のさらなる抑制(中計)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶訪問によらない営業、特別あて所配達郵便 等</li> </ul> </li> <li>●テレビを全く／ほとんど見ない人を対象とした<b>ネット配信の社会実証</b>(2022年4・5月第1期実証実施)</li> </ul>																											
受信料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受信料はこれまで段階的に引下げを実施</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">～H24.3</th> <th colspan="2">～R2.3</th> <th colspan="2">R2.10～</th> </tr> <tr> <th>金額(円)</th> <th>総世帯数</th> <th>金額(円)</th> <th>総世帯数</th> <th>金額(円)</th> <th>総世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上波の受信料</td> <td>1,940円</td> <td>1,188万</td> <td>1,880円</td> <td>1,020万</td> <td>1,820円</td> <td>1,020万</td> </tr> <tr> <td>衛星波の受信料</td> <td>2,200円</td> <td>1,940万</td> <td>2,130円</td> <td>1,880万</td> <td>2,100円</td> <td>1,800万</td> </tr> </tbody> </table>		～H24.3		～R2.3		R2.10～		金額(円)	総世帯数	金額(円)	総世帯数	金額(円)	総世帯数	地上波の受信料	1,940円	1,188万	1,880円	1,020万	1,820円	1,020万	衛星波の受信料	2,200円	1,940万	2,130円	1,880万	2,100円	1,800万	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業規模の1割にあたる700億円程度を原資として、<b>2023年度に受信料の値下げを行う</b>(中計)</li> <li>●<b>還元目的積立金制度</b>(放送法の一部改正)</li> </ul>
	～H24.3		～R2.3		R2.10～																								
	金額(円)	総世帯数	金額(円)	総世帯数	金額(円)	総世帯数																							
地上波の受信料	1,940円	1,188万	1,880円	1,020万	1,820円	1,020万																							
衛星波の受信料	2,200円	1,940万	2,130円	1,880万	2,100円	1,800万																							
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子会社等の見直し                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶子会社(H12)38社⇒(現在)11社</li> </ul> </li> <li>●累次の放送法改正により、経営委員会の機能を強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶NHKグループの内部統制の強化、役員の忠実義務、監査委員会の機能強化 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子会社を含む<b>NHK関連団体</b>について、全体の規模を縮小し、<b>団体数を削減</b>(中計)</li> <li>●財団は2023年度中の統合を検討(中計)</li> <li>●NHKの出資対象に<b>中間持株会社</b>を追加(放送法の一部改正)</li> </ul>																											

- NHKはネット配信対応に留まらない、業務・受信料・ガバナンスの三位一体の改革が求められており、放送法の改正、業務の見直し等も進められている

## NHKが実施している主なインターネット配信サービスの概要

20

- NHKは、2008年12月から、見逃し・オンデマンド配信サービス「NHKオンデマンド」を開始。
- 2020年4月からは、常時同時配信・1週間の見逃し配信サービス「NHKプラス」を開始。

### インターネット活用業務（2号受信料財源業務） 2022年度予算 190.1億円（国内：159.3億円、国際：30.8億円）

#### NHKプラス

- ・地上波（総合・教育）の放送番組の同時配信及び見逃し番組配信（原則1週間）サービス。  
※同時配信については、原則すべて。（総合テレビは24時間、Eテレビは19時間）
- ・無料だが、受信契約を確認できない者には、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。
- ・登録完了者数は約280万件（2022年6月末時点）
- ・訪問ユーザー数（UB数※）は週平均約106万。  
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数。

放送同時配信



どこでもNHKの番組を楽しめる総合テレビやEテレビの番組を放送と同時に視聴できます。

追いかける再生

放送中に、番組の再生や途中に促って視聴できます。

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる総合テレビやEテレビの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並び、番組を見つけやすくなりました。

（NHKプラス リーフレットより作成）

#### NHKニュース・防災アプリ

- ・災害情報等のニュースを同時配信（2016年から）
- ・理解増進情報の配信



#### NHKワールドJAPAN

- ・外国人向け国際放送（テレビ・ラジオ）の同時配信、オンデマンド配信



#### らじる★らじる

- ・ラジオ放送（第1、第2、FM）の同時配信、聴き逃し配信（2011年9月から）



### インターネット活用業務（2号有料業務） 2022年度予算 27.5億円（3号有料業務含む）

#### NHKオンデマンド

- ・衛星放送の一部番組も含む放送番組を、2～3週間程度又は期間を定めずに提供するオンデマンド配信サービス。
- ・会員登録者数は約314万人（2022年6月末時点）
- ・有料（月額990円が1本あたり110円～330円）
- ・10,000本以上の番組を提供。



– NHKのインターネット活用業務については、任意業務（≠本来業務）としての位置付けで、200億円の年間予算の制約下において実施されている



## 信頼性が乏しい情報への接触

11

▶ フェイクニュースに接することが多いと思う情報源については、「SNS」(62.0%)と回答した人の割合が最も高い。

	テレビ	ラジオ	新聞	雑誌	書籍	インターネット SNS テレビ ラジオ 新聞 雑誌 書籍	スマートフォン タブレット PC ゲーム機 スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン	スマートテレビ スマート冷蔵庫 スマート洗濯機 スマートエアコン
全体 (n=1341)	25.7	4.3	10.4	11.5	3.7	62.0	26.2	14.9	25.4	7.1	29.2	8.0	12.2	6.6	4.1
10代(n=198)	24.2	6.6	9.6	10.1	4.5	75.8	25.3	14.1	22.7	5.6	28.8	6.6	6.6	6.6	6.6
20代(n=193)	31.1	4.7	12.4	11.9	3.1	75.6	30.6	23.2	36.8	8.8	31.6	8.3	4.1	4.1	4.1
30代(n=190)	36.8	6.8	14.2	8.4	5.8	68.9	28.9	20.0	32.8	8.9	24.2	12.1	7.4	7.4	7.4
40代(n=194)	24.7	4.1	7.7	6.7	2.1	57.7	25.3	14.4	28.4	9.8	27.8	7.2	12.9	12.9	12.9
50代(n=191)	18.8	2.1	8.9	13.6	3.1	51.3	23.0	13.1	24.6	4.7	29.3	6.8	14.7	14.7	14.7
60代(n=191)	23.0	3.1	11.5	16.8	4.2	50.8	30.4	14.7	21.5	8.4	38.7	8.4	15.2	15.2	15.2
70代以上(n=184)	21.2	2.2	8.7	13.0	2.7	42.9	19.6	6.5	10.9	3.3	23.9	6.5	25.5	25.5	25.5

※本調査においては、フェイクニュースについて、「定まった定義はないが、何らかの利益を得ることや意図的に騙すことを目的としたいかなる「偽情報」や、単に誤った情報である「誤情報」や「デマ」などを広く指すものとして定義している。

【出典】株式会社総務省公共放送WG「日本におけるフェイクニュースの被害等に関する調査研究」ユーザーのフェイクニュースに対する信頼感と被害意識に関する調査（表1）10ページ

## フェイクニュース等の出現

12

- ▶ 諸外国では、大統領選挙や現職大統領の言動など、民主主義の根幹を揺るがしかねない事象が生じている。
- ▶ 日本でも、災害や新型コロナ関連など、社会生活に必要な情報に対する信頼に疑いを生じさせかねない事象が生じている。

### 海外事例

- 米国** 2016年12月に実施された米国大統領選挙の際、民主党クリントン候補の評価を高める目的で、共和党トランプ候補を支持する陣営や外国からフェイクニュースが発信・拡散され、大統領選挙の結果に影響があったといわれている。  
▶ 例えば、「ローマ法王がドナルド・トランプ支持を表明する声明がバチカン（ローマ法王庁）から発表された」旨の情報が、Facebook上で約100万シェアに到達。後日、ローマ法王が同記事筆名を否定。
- 英国** 2016年6月に実施されたEUからの離脱を問う国民投票に対して、フェイクニュースが影響を与えたとされている。
- 仏国** 2017年5月に実施されたフランス大統領選挙において、マクロン候補が祖國回帰地にバー・カンパニーや銀行口座を保有している旨のフェイクニュース拡散が問題となった。
- 独国** 2016年に連続発生した移民によるテロ事件に関して、事件と無関係のイスラム系議員とメルケル首相との写真が利用され、メルケル首相がテロリストと関係があったかのようなフェイクニュース拡散が問題となった。
- その他** ロシアのウクライナ侵略に関し、ウクライナに対する侵略のための口実の形成、ウクライナに対する世界的信用の失墜等を企図した作戦行動の一環としてフェイクニュースを流布・拡散したとの指摘あり。

### 国内事例

- 災害時、選挙時、キャンペーンサイト等においてフェイクニュースが背景となった。**  
▶ 例えば、2016年4月の熊本地震の際、「熊本市内の動物園からライオンが放たれた」というデマがSNSで拡散。発信者は偽計業務妨害で逮捕された。
- 新型コロナウイルスの予防に効果があるとする情報**  
▶ 「お湯を飲むと予防効果がある」、「ビタミンDには予防効果がある」などの情報が主にTwitterやLINEで拡散された。
- トイレットペーパー買い占めにつながった情報**  
▶ 新型コロナウイルスの「トイレットペーパーの製造元・原材料調達先は中国に依存しているため、近いうちに入手できなくなる」との情報。

- インターネット空間において、フェイクニュースの拡散や、信頼性が乏しい情報への接触の機会も増加しつつある
- パンデミックへの対応や、民主主義の過程への悪影響を及ぼしうるような問題に繋がる場合の懸念も指摘され、情報の信頼性の確保、違法・有害情報等への対応も重要となる

# インターネット利用の浸透に伴う問題 NHKの社会実証実験

社会実証 第一期のサービスイメージ		NHK	
7つのサービスイメージにより、3つの機能について、実証を予定している。			
サービスイメージ	正しく理解が深まり、気付く	必要と考える機能知識が広がり、つなげる	簡単に、必要な情報が分かる
① 主要ニュースについて、NHKの豊富なアーカイブを活用し、類似ニュースの“まとめ”とは違う多角的視点を提示	✓	✓	✓
② 話題となっているコンテンツについて、通常のレコメンドの範囲とは違う幅やジャンルの多角的視点を提示	✓	✓	✓
③ 最新ニュースについて、SNSでの盛り上がりや分析し、分断やスパムを検知し、信頼性の課題等をアラート	✓		
④ 災害報道の情報を蓄積して、地図上に可視化し、危険予測・判断材料を提供	✓	✓	✓
⑤ あるニュースのテーマについて、各都道府県での差異を地図などで同時に提示し、日本の多様性を提示	✓		
⑥ 多くの動画ニュースが一目でわかると共に、重要度や新着順などに応じて適切に自動編集、連続再生する機能	✓	✓	✓
⑦ 動画や画像アーカイブを位置情報と連携させて活用することで、日本各地の風土や多様性を提示する機能	✓	✓	✓
			<p><b>A</b> アプリ・サイトを作成し、実際のサービスに近い感覚で実証</p> <p><b>B</b> Aとは別にサービスイメージを個々に提示し、実証</p> <p><b>C</b> イメージ動画を作成し、実証</p>

【出典】デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「第8回委員会（令和4年4月15日）資料8-3（日本放送協会提出資料）」

図表 4-4 NHK社会実証の概要

社会実証の評価		NHK	
3つの機能、それを実装したサービス（機能）への評価は高く、一定の評価ができるのではないかと。			
情報定着の課題	3つの機能	実装機能への評価	解決する社会課題（対象）
アイクニュース	「情報を正しく、取りやすく閲覧することを支援する機能が、社会に必要かどうか」	72.0%	解決する社会課題（対象）
レコメンドーション	「多様性が共有され、分断の解消に役立つ機能が、社会に必要かどうか」	74.9%	社会的分断（自身）
SNS上の偏見な意見	「地上・地下各地の偏見や多様性を可視化」	79.7%	偏見や多様性の理解（社会）
レコメンドーション	「多角の視点での提供機能が社会に必要かどうか」	77.3%	信頼できる情報・幅広い情報を集める（社会）
SNS上の偏見な意見	「集ったコメントを避けるなどの機能が社会に必要かどうか」	75.6%	偏ったコメント（社会）
アクセス困難	「簡単に、必要な情報を見つけられる機能が、社会に必要かどうか」	81.2%	防災・減災（社会）
メディアリテラシー	「知識や視野を広げ、社会の全体像を関心に関与する機能が、社会に必要かどうか」	64.1%	知識や視野を広げる（社会）
		68.6%	各地域の文化を愛賞（社会）

【出典】デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「第10回委員会（令和4年6月2日）資料10-1（日本放送協会提出資料）」

図表 4-6 NHK社会実証の評価

- NHKが放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、主にテレビを保有していない者を対象とした放送番組等の配信を行う社会実証を実施
- 情報の相対的な信頼性確保などにとりて、今後参考になりうる取り組みと考える

# インターネット利用の浸透に伴う問題 プラットフォームにおける取り組みの状況



図表 4-7 Yahoo! JAPANにおけるテレビ各局との取組

- プラットフォームにおいても、放送事業者との連携での情報の発信を行いつつ有る
- プラットフォームにおいても、信頼性のある情報の配信を確保できることについては、有益な場合もあるのではないかと考える

# 法改正等の動向と 課題整理のための取り組み

# 放送制度の整備に関する全体像

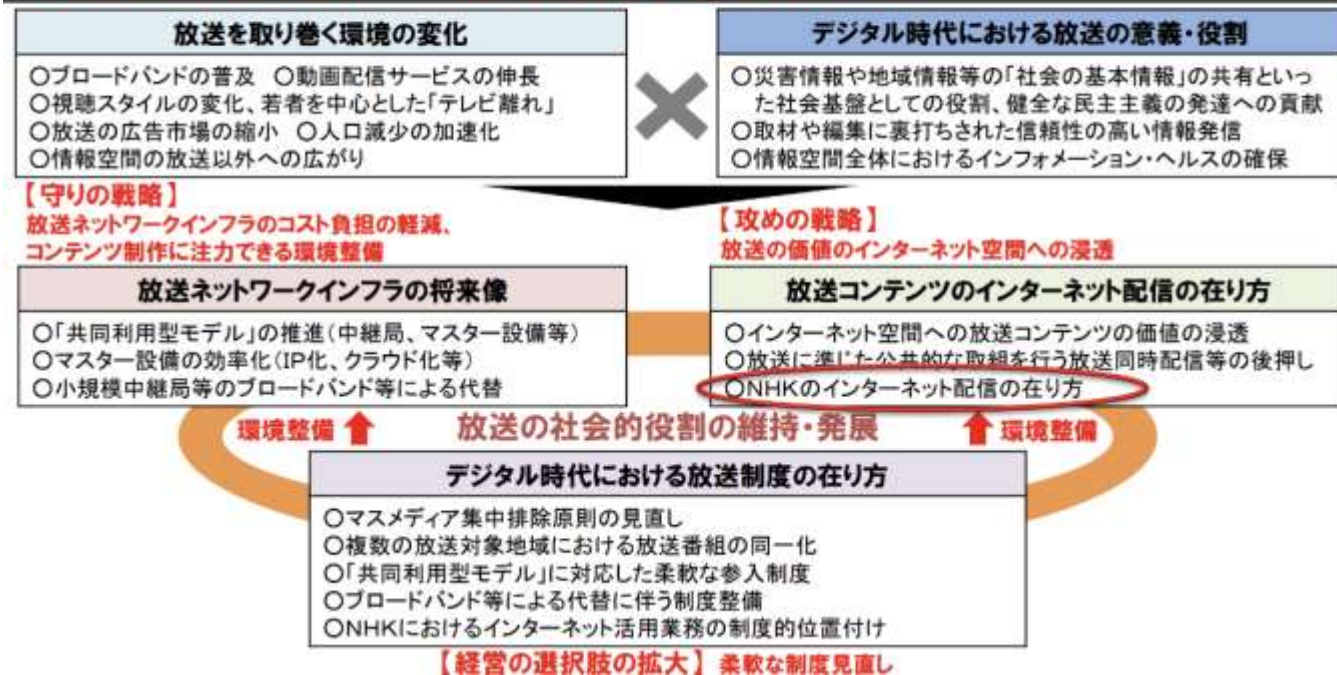
## デジタル時代における放送制度のあり方

### に関する検討会取りまとめの概要（令和4年8月）

#### （参考）「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」取りまとめの概要

3

- ◆ デジタル時代において、放送を取り巻く環境は大きく変化し、情報空間が放送以外にも拡大する一方で、インターネット空間ではアテンションエコノミーが形成され、フェイクニュース等の問題も顕在化。情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、デジタル時代においてこそ、その社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくことが求められる。
- ◆ 2030年頃の「放送の将来像」として、『デジタル技術を最大限活用しつつ、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するとともに、インターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらにより良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を維持・発展させていくこと』を目指すべき。放送制度は、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき。



# 放送制度の整備に関する規制改革推進会議 での議論の内容（令和2年）

## 放送を巡る規制改革

### 現状と課題

#### (1) 放送事業者によるインターネット配信の推進

- NHKのデータベースには、約900万件の映像資産を保存(平成30年度)。そのうちポータルサイトでの公開は約2.3万件、NHKオンデマンドでの配信は約7,000件。選定基準は不明確。

<NHKのアーカイブ配信システムに保存されるコンテンツ数>

番組	番組数(件)	コンテンツ数(件数)	ユニバーサルサービス
連続ドラマ	84,796,000	232,750,000	
地球探訪番組	15,750,000	99,824,000	14(月7,000)
音楽番組	100,840,000	199,931,000	

出典: 放送改革推進会議(令和2年7月) 地球探訪番組

#### (2) インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- キー局5社の同時配信実験(令和2年1月)では、  
番組本体全体の14%で権利処理ができず、映像・音声の差異(「ふたかぶせ」)が発生し、NHKプラスでも、  
総会で7%程度、Eテレで29%程度の「ふた」が生じている  
(令和2年4月)。  
放送番組のネット配信には、放送とは別に許諾の取得が必要であり、権利処理が大きな負担。



#### (3) ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

- 2025年のローカル局の営業収入は、2018年の88%に減少の予測。放送事業者の収益力向上や経営合理化の必要性。

#### (4) 放送コンテンツの製作取引適正化

- 令和元年に、書面交付、著作権の帰属等に関する事前協議の推奨を盛り込んだ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が改定されたものの、適切・不適切な事例の列挙に留まる。

#### (5) 放送のユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象に加えることが検討中。
- ブロードバンドを藉由して同時配信が全国あまねく行われるようになった時、放送番組を放送ネットワークだけでなくブロードバンドでも伝送できる可能性が高い。

### 実施事項

#### (1) 放送事業者によるインターネット配信の推進

- NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。【令和2年度計画】

#### (2) インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- 放送コンテンツをインターネットで円滑に流通させるため、1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 権利者不明及び協議が整わない場合の裁定制度について、要望を取りまとめたうえで検討、結論を得る。  
【1. 3は令和3年度国会での法制化を目指す、2は令和3年度中に要請を95%以上にする】

#### (3) ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

- 関係者からの具体的な要望を把握し、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。  
【令和2年度検討開始、早期に結論】

#### (4) 放送コンテンツの製作取引適正化

- 法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託、役員委託等の契約形態別に類型化し、締約の充実を図る等、必要な方を講ずる。【令和2年度計画】

#### (5) 放送のユニバーサルサービスの在り方

- ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討を踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。  
【令和2年度検討開始、早期に結論】

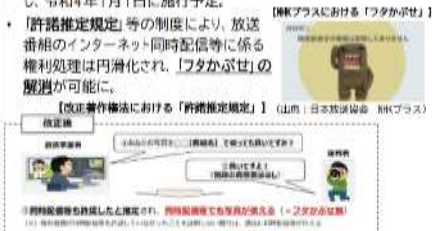
- 規制改革推進会議の令和2年の体制以降は、ネット利用を進めるための選択肢を与えるための論点整備に注力
- インターネットにおけるコンテンツ提供のために同時配信等に係る著作権法の整備や、NHKと民放の協力を進めつつ、民放・NHKの双方のネット配信を進めるための取り組みを求めている

# 放送制度の整備に関する規制改革推進会議 での議論の内容（令和3年）

### デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

#### 現状と課題


- 放送番組のインターネット同時配信等の権利処理円滑化
  - ・令和3年5月26日に「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年1月1日に施行予定。
  - ・「許諾推定規定」等の制度により、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理は円滑化され、「フタかぶせ」の解消が可能に。



【改正著作権法における「許諾推定規定」】（山内 / 日本放送協会 / 秋田プラス）

#### デジタル時代のコンテンツ流通における著作権制度の在り方

- ・近年のコンテンツ市場は、あらゆるコンテンツが多様な流通経路により、プロ・アマチュアを問わず無数のクリエイターによって供給され、デジタル・エコミーの中核を形成。
- ・スマートフォン等によるコンテンツ消費の拡大により、ネットワーク配信の販売額は急速に拡大、国内コンテンツ市場のネット化率は、この10年で約10%から約30%まで上昇。



【出典】内閣府「デジタル時代における著作権制度 創出・流通のメカニズム」

一方、制度の実効的な運用に向けて、ガイドライン等の策定が重要。特に、「許諾推定規定」では、一度推定した許諾が覆ることなどで、推定を行うリスクが高くなり、制度の利用を整頓させることのないよう、運用の指針が示される必要がある。

#### 実施事項

<p>1. 同時配信等の権利処理円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して、関係者間の協議を著実に進め、また、ガイドラインの策定を著実に進めること、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。 [令和3年度までに措置]</li> </ul>	<p>2. デジタル時代における著作権制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。 [令和3年検討・結論、令和4年度措置]</li> </ul>	<p>3. 裁定制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速・簡素化を進めるための措置を講ずる。 [令和3年措置]</li> </ul>
---	---	--

- 令和3年に著作権法改正がなされたが、同時配信等の権利処理円滑化と裁定制度の改善に関するもののみ
- ウェブキャスティングなどの場合についての整備も必要であり、後述の簡素で一元的な権利処理方策と対価還元  
の整備についてもフォローアップを行っている

# 令和3年著作権法改正 ー同時配信等の処理ー

## 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化 (基本的な考え方・改正の全体像・対象サービスの範囲)

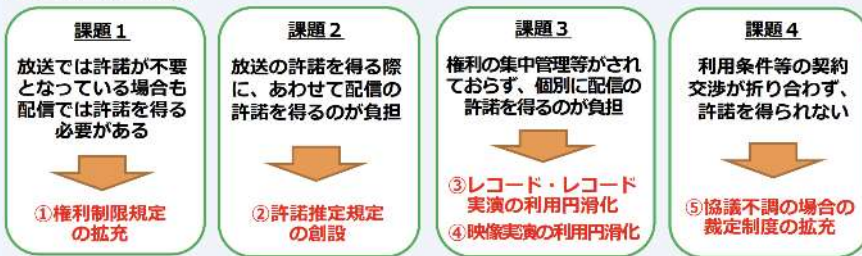
### 【基本的な考え方】

- 放送番組のインターネット同時配信等は、**高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させる**ものであり、**視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要**。
- 放送番組には、**多様かつ大量の著作物等が利用**されており、インターネット同時配信等を推進するに当たっては、**これまで以上に迅速・円滑な権利処理を可能とする必要**。

- 放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因する「**フタかぶせ**」(権利処理未了のために生じる映像の差替えなど)を**解消**する。
- 視聴者から見た利便性を第一としつつ、「**一元的な権利処理の推進**」と「**権利保護・権利者への適切な対価の還元**」のバランスを図り、**視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を講ずる**。



### 【制度改正の全体像】



### 【対象サービス(「同時配信等」)の範囲】

「同時配信」のほか、「追っかけ配信」(放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの)、一定期間の「見逃し配信」(\*)を対象とする。

(\*) 見逃し配信の期間は、**1週間を基本**としつつ、**月1回放送の番組は1か月**とするなど柔軟に対応

<サービスの実施形態(要件): 放送と同視できるサービスであることを担保>

- 放送番組の内容を変更しないこと(フタかぶせなどによるやむを得ない変更は可)
- 放送事業者やそれと密接な関連を有する者(例:TVer)が主体となって行うこと
- ストリーミング形式で行うこと(複製防止措置を講ずること)

(\*) 権利者の利益を不当に害するサービスなどは、文化庁が総務省と協議して除外できるようにする。



# 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度 (文化庁が検討中の制度イメージ)

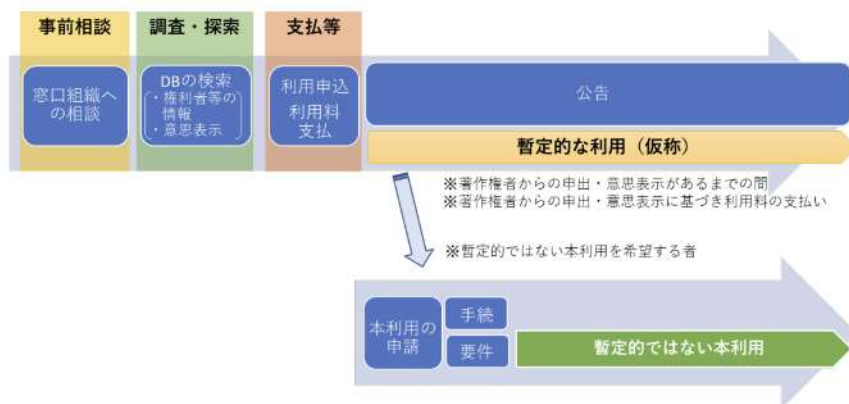
簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

(案)

## 1. 制度化イメージ

- 前回の審議を踏まえ、中間まとめに示した「新しい権利処理の仕組み」の検討について、具体的な制度化イメージを示しつつ、いわゆる「拡大集中許諾制度」のような許諾ベースの考え方や権利制限規定のような考え方の検討、著作権者等不明著作物に係る裁定利用の代行等について検討を行うこととする。
- 制度化の基本は、窓口組織への相談・申請／著作権者不明・所在不明又は意思表示がされていないこと／使用料相当額に当たる利用料の支払い／窓口組織による公告等を要件として、一定の暫定的な利用を可能とする簡素な仕組みを設けるとともに、併せて一定の追加的手続を経る又は現行の裁定利用申請を行うことなどにより、暫定的ではない本利用を認めることとする。

【図：新しい権利処理の仕組みの制度化のイメージ】

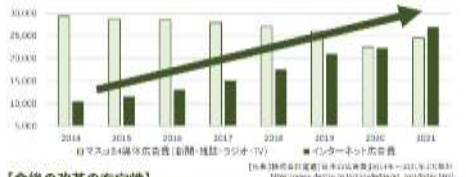


# 放送制度の整備に関する規制改革推進会議 での議論の内容（令和4年）

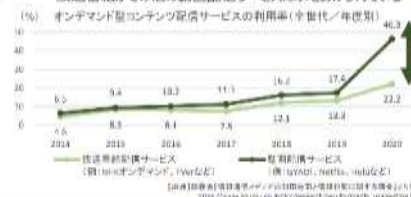
## 1-2. デジタル時代における放送制度の在り方について

【現行制度上の課題：放送業界を取り巻く環境の変化】

- 人口減少、若者を中心としたTV離れ
- インターネット広告の急成長  
→ 2021年にはインターネット広告費がマスコミ4媒体広告費を上回った



- 動画配信プラットフォーム等の台頭  
→ オンデマンド型のコンテンツ配信サービスの利用状況においても、放送番組がその他の動画配信サービスに水をあけられている



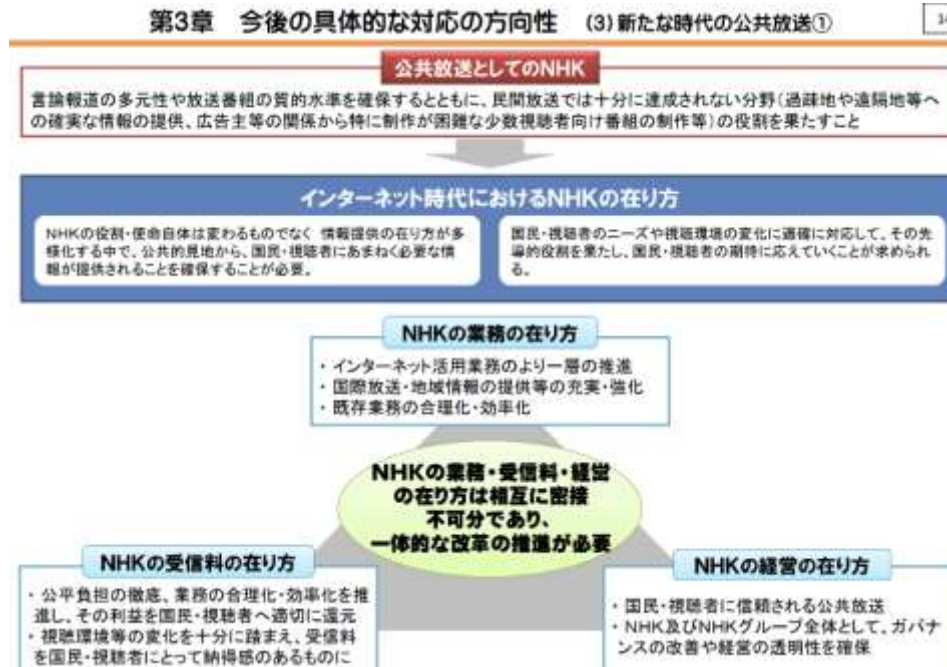
【今後の改革の方向性】

**多様かつ良質なコンテンツ制作に注力できる環境整備のため、  
放送事業者の経営の自由度を高め、採り得る選択肢を増やす**

<総務省>

- 放送ネットワークインフラの将来像の検討・実現 【①、②令和4年7月結論 ③令和6年度結論】
  - ① 放送設備の共有化、マスター設備の保有・運用形態の効率化等を検討。
  - ② コスト負担等の実現可能性、ガバナンスの整備を含めた具体的方策を前提に検討を行い、NHKと民間放送事業者との連携、適切な協力関係の構築も推進。
  - ③ 地上波TV放送の機能のブロードバンド等による代替については、技術実証を実施しつつ更に検討。
- デジタル時代に適した放送の在り方の実現 【令和4年7月結論・令和4年度措置】
  - ① マスメディア集中排除原則の見直し
  - ② 放送対象地域の見直し（地域情報の発信を確保するための仕組みの検討、フォローアップを含む）  
※地域情報の確保のため仕組みの検討は、令和3年結論、結果検証や検証開始、検証後検証開始にフォローアップ。
- 整備における放送事業者の情報発信の推進 【令和4年度検討開始】③  
プラットフォーム連携やオンライン配信の推進に必要な制度・方策を含め、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けた検討・措置。

- 全般としては、放送事業者の選択肢を作ることの後押しする方向であり、総務省における現在の議論と歩調が合ってきていると考える
- 多様かつ良質なコンテンツ制作が進むための方策が整備されることも期待をしている



- 令和4年放送法の背景としてNHKの三位一体の改革が重要であることが確認され、「放送を巡る諸課題に関する検討会」開催後の重要論点となっている
- NHK・民放事業者の二元体制を維持しつつインターネット活用を進めるためには、NHK側の整理を進めながら、民放事業者の業務展開が進むことが期待される

図3. 公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ（概要）

1. 受信料の適正負担	今後の方向性
①繰越剰余金の受信料への還元	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定水準を超える剰余金を、還元目的の「積立金」とし、次の中期経営計画の期間に受信料引下げへ充当。</li> <li>○積立金が蓄積されているにも関わらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任。</li> <li>○NHKはどのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があり、意見募集を通じて更なる説明が行われた。</li> <li>○仮に制度を導入する場合、中間持株会社傘下の子会社について、NHKの業務に密接に関連するものに限定等が必要。また、NHKにおいて具体的効果を毎事業年度検証し、その内容を明らかとするとともに、事後的に効果の検証を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。さらに、子会社からの配当等及び中間持株会社からの配当の在り方を明らかとする。</li> </ul>
②中間持株会社制の導入	
2. 受信料の公平負担	
①受信設備の設置届出及び未届に対する設置推定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既契約者や非設置者を対象とした届出及び未届に対する設置推定は不要・不適當。</li> <li>○受信契約を締結していない受信設備設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義。その実効性を確保する手段について留意が必要。</li> <li>○個人情報保護や照会先の負担等の問題点が指摘されており、不適當。</li> </ul>
②未契約者氏名等（居住者情報）の照会	
③民事上の担保措置としての割増金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにも関わらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象とし、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を法律に規定。</li> <li>○受信契約を締結していない受信設備の設置者が、設置の届出を自ら適切な時期に行った場合、割増金を適用しないこととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。</li> </ul>
④訪問営業活動の注視	
3. NHKと民間放送事業者の連携	
○NHKと民間放送事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入。</li> </ul>
4. その他	
○インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「NHKプラス」や「TVer」の利用等の取組も着手されており、まずは、こうした取組を通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要。</li> </ul>
○衛星付加受信料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて広く議論を行う。</li> </ul>

## 【参考】電波法及び放送法の一部を改正する法律案〔令和4年2月4日閣議決定・国会提出〕 NHK関係部分 30

### 1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

#### ① 受信料値下げのための還元目的積立金制度

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。



#### ② NHKの中間持株会社への出資に関する制度

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



#### ③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未契約率17%）について、締結者との不公平を是正するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上し、受信料の値下げが可能となる**ことが期待される。

### 2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

### 3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

- 受信料に関する整備を行うとともに、民放事業者との連携について努力義務を規定した
- NHKについては、自らの放送業務だけでなく、民放も含めた放送業界全体への貢献を求めるものと理解



# デジタル時代の放送制度のあり方 —放送対象地域の柔軟化—

## 放送対象地域に係る現状と課題

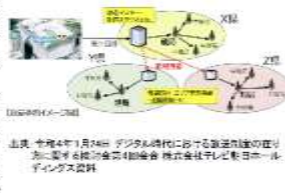
### 1. 現状

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。
- 基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送用の媒体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。



### 2. 課題

- 人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送域外にも広がる現在においては、風俗を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながる部分があるのではないかと。
- 現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っており、地域情報の発信という観点から障害となっている部分もあるのではないかと。
- 経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、(経営リスクが顕在化する前に)機動的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い手が必要としないといった意見もある。
- 事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に鑑み、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されている。



## 論点整理(案) ～【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方～

### (2) 放送対象地域の見直し

- ✓ 「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は領域を基本としているが、地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべきである。
- ✓ 具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべきである。
  - ・放送番組の同一化が可能とする地域については、放送の多様性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における薄層の概念を参考に、一定の制限を設けるべきである。
  - ・なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な規程の特例が適用されるもの。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化については、放送を取り替える環境変化を踏まえ、事前の手続きなしに機動的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができる。
- ✓ また、当該放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置すべきである。
  - ・地域情報の発信を確保するための仕組みとしては、例えば、認定放送局株式会社以下の放送事業者には、地域向け自社制作番組の発信の努力義務規定が設けられている。放送番組の同一化を行う放送事業者については、例えば、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力を促すことで、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況等を当該放送事業者自らが公表する等の仕組みを設けることが考えられる。その際、番組制作への注力という目的の裏面に、具体的な方法は放送事業者に委ねつつ、視聴者への説明責任が集約されるようPOC(ポイントオブコンタクト)を確保することが重要である。このように地域情報の発信を確保するための仕組みについて、引き続き、関係者の意見も参考にしつつ検討していくとする。

※ 放送法(昭和46年法律第103号)

(関係会社の記載)

前掲の「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)を指す。当該放送対象地域については、当該放送対象地域に属する放送系(放送法第91条第2項第3号)の数の目標が定められている。

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」であり県域ごとの設定がなされていたが、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されたもの
- マスメディア集中排除原則の見直しに加え民放事業者の選択肢を確保するものであるが、地域情報発信を確保がより阻害される可能性がある手法であるため、地域情報発信確保するための仕組みを整備することとした(例えば、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表すること等)

# デジタル時代の放送制度のあり方 —放送対象地域の見直し—

## 放送対象地域に係る現状と課題

20

### 1. 現状

- 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。
- 基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送用の媒体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。



### 2. 課題

- 人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、**風俗を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながる部分があるのではない**か。
- 現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っており、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もあるのではないかと。
- 経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、(経営リスクが顕在化する前に)積極的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、**経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が悪くない**といった意見もある。
- **事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に鑑み、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望**されている。



## 論点整理(案) ～【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方～

21

### (2) 放送対象地域の見直し

- ✓ 「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は領域を基本としているが、地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべきである。
- ✓ 具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべきである。
  - ・放送番組の同一化が可能とする地域については、放送の多様性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における薄層の概念を参考に、一定の制限を設けるべきである。
  - ・なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な趣向の特例が適用されるもの。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の柔軟化については、放送を取り替える環境変化を踏まえ、事前の手続きなしに臨時的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができる。
- ✓ また、当該放送事業者に対して、**地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて措置**すべきである。
  - ・地域情報の発信を確保するための仕組みとしては、例えば、認定放送持株会社下の放送事業者には、地域向け自社制作番組の発信の努力義務規定が設けられている。放送番組の同一化を行う放送事業者については、例えば、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力を促すことで、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表する等の仕組みを設けることが考えられる。その際、番組制作への注力という目的の裏面に、具体的な方法は放送事業者に委ねつつ、視聴者への説明責任が集約されるようPOC(ポイントオブコンタクト)を確保することが重要である。このように地域情報の発信を確保するための仕組みについて、引き続き、関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする。

※ 放送法(昭和25年法律第103号)  
[関係会社の記載]

第104条 同一の放送番組の放送を同時に受信できる一定の区域たる放送対象地域が合図であるものを、(1)は、同一の放送番組の放送を同時に受信できる一定の区域たる放送対象地域における複数の放送番組に対する限られた場合、当該放送対象地域内に1以上の制作する放送番組を有するものに限るものとする。

— 放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」であり県域ごとの設定がなされていたが、**固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望**されたもの

— マスメディア集中排除原則の見直しに加え民放事業者の**選択肢を確保するものであるが、地域情報の発信を確保がより阻害される可能性がある手法であるため、地域情報発信確保するための仕組みを整備することとした**(例えば、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表すること等)








# 放送ネットワークインフラのあり方

## —小規模中継局等のブロードバンド等による代替—

### 1 ブロードバンド等による代替の選択肢となりうるネットワーク

> ブロードバンド等による代替の選択肢となりうるネットワークとしては、(1)ケーブルテレビネットワーク及び(2)ブロードバンドネットワーク(①RF方式、②IPマルチキャスト方式、③IPユニキャスト方式)が想定される。  
 > 代替手段に経済合理性があるならば、放送ネットワークインフラのコスト負担軽減の観点から導入を検討すべき。

代替先として考えられるネットワーク	(1)ケーブルテレビネットワーク		(2)ブロードバンドネットワーク		
	RF方式	RF方式 (アクセス系伝送路を光多重)	IPマルチキャスト方式	IPユニキャスト方式	なし
アクセス事業者の形態	あり				なし
イメージ	 ケーブルテレビNWに直接接続	 HDS対応事業者の通信NWに直接接続	 配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接接続(多数の通信NWは接続)	 配信サーバーを対応事業者の通信NWに直接接続(多数の通信NWは接続)	 配信サーバーをオープンインターネット上に接続
放送・通信の扱い	放送	放送	放送	通信	通信
例	一般的なケーブルテレビ事業者	スカパーJSAT	アイキャスト	—	NHKプラスTV AbemaTV

### 2.1 代替候補となるネットワークの品質・機能要件の比較

> ケーブルテレビネットワーク、ブロードバンドネットワーク(RF方式、IPマルチキャスト方式)は既存サービスがあり、その提供範囲や準拠する品質・機能要件を参照することで代替可能性を検討することが可能。  
 > 一方、ブロードバンドネットワーク(IPユニキャスト方式)は、放送に代わるものとしての既存サービスがなく、その提供範囲や品質・機能要件を新たに検討する必要があるため、本作業チームでの検討の前提を仮置き。

主な項目	ケーブルテレビネットワーク	ブロードバンドネットワーク		
		RF方式	IPマルチキャスト方式	IPユニキャスト方式
①配信する設備やネットワーク	テレビへの対応	再放送	再放送	再放送
②配信される映像・音声	映像・音声の品質	地上波と同等	地上波と同等	視聴環境に応じて可変
③配信に当たっての制約等	サービス提供区域	放送対象地域(県域)	放送対象地域(県域)	サービス提供区域/対象者を限定(※同一権利が異なる事業者間で配信)
④付加的機能	選択可能チャンネル	再放送対象地域における放送と同一	再放送対象地域における放送と同一	対象地域における放送の内容と同一
	録画	可	なし	不可

- 小規模中継局等のブロードバンド代替による経営コストの削減についての方針を検討
- 令和4年度以降も調査事業等を実施する予定であるが、IPユニキャスト方式を採用した場合の方式については、「小規模中継局等でカバーされる受信世帯も将来的に減少していくことを考慮すると、2040年にはミニサテ局の約半数で経済合理性に期待ありと推計。ただし、本推計には、放送アプリケーションの費用や通信の費用の一部が含まれていない。また、ミニサテ局全体の設置場所の特性が、試算のために抽出した130設備・地域の特性とは異なる可能性があることに留意」との、導入が合理性があるとも考えられる暫定的な報告がなされている

### 3 ブロードバンド等による代替の導入に当たっての課題

14

▶ ブロードバンド等による代替の導入が品質・機能面、コスト面において可能であるとしても、実際に導入するに当たっては、制度面や運用面を含め、以下のような様々な課題が想定される。

#### (1) 著作権等の権利処理

IPユニキャスト方式について、いわゆる「アタかぶせ」が回避され、放送の一部としての著作物の利用が確保されるようにするため、著作権法の改正によってもなお解決していない課題があるか検討すべき。

#### (2) 地域制御の有無

- 放送コンテンツが他の地域でも視聴できることについて、どう考えるか議論すべき。
- 仮に地域制御(対象エリアや対象者の制限)を行う場合、どのような仕組みで確保されるか検討すべき。
- 「区域外受信」について、何らかの課題があるか検討すべき。

#### (3) 住民理解・受信者対策

- ブロードバンド等の利用に係る経済的負担や放送との品質・機能の違いに関する住民視点での受容性をどう確認するか検討すべき。
- 大規模改修が生じうる集合住宅の居住者や生活困窮世帯などを含め、どのようなプロセスによって住民理解を得ていくべきか検討すべき。

#### (4) ユーザーアクセシビリティの確保

- 操作性、一貫性など、受信端末が利用しやすい環境が確保されるか検討すべき。
- 字幕の表示等に支障が生じないか検討すべき。
- 代替が実現され、更には上記のような機能が実現・確保されるための課題についても検討すべき。

#### (5) デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上

- 放送との品質・機能の違いが想定される中、新たな機能・サービスの提供について、どう考えるか議論すべき。
- IPユニキャスト方式において視聴データが活用される場合、放送におけるプライバシー保護に関する要件の取扱いをどう考えるか検討すべき。

#### (6) 放送法との関連等

- IPユニキャスト方式について「あまねく受信(努力)義務」との関係はどう考えるか検討すべき。
- 災害時の情報入手に支障が生じないためにどのような課題があり、どのような対策が必要か検討すべき。
- 限られた地域・受信者を念頭に置いたIPユニキャスト方式について、域外受信料をどう考えるか検討すべき。

▶ 今後、地上テレビジョン放送事業者が関係事業者の協力を得ながら、「インターネット経由でのIPユニキャスト方式」以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくこと、IPユニキャスト方式に関する検証・検討に取り組むことが適当。  
また、総務省においては、ブロードバンド等による代替手段の導入条件を設定すべきか否かを含め、これらの課題への対応について関係者等と連携しつつ継続的な議論・検討に取り組むことが適当。

— ブロードバンド等の代替にあたっては、放送法におけるあまねく受信(努力)義務、地域制御、著作権等の権利処理など、法的課題も残る

— 現時点で通信サービスにおける放送の定義を行うまででない現状からすれば、例えば、あまねく受信(努力)義務の履行に際して、一定の条件を満たすブロードバンド代替等の利用を許容するような制度も考えられるのではないかと考える



# 放送ネットワークインフラのあり方 ー共同利用型モデルについてー

## 2. 地上基幹放送局(中継局)の将来像(案)

3

### (1) 現状と課題

- ✓ 地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のうち、中継局について、NHK及び民間放送事業者において可能な限り共同建設を行うなど、効率的な整備が進められてきた(全局数のうち約7割が共同建設)。また、共同建設の中継局については、NHKと民間放送事業者との間で協定を結び、一部中継局の維持管理については共同で委託契約を行っている。
- ✓ 他方、株式会社日本デジタル放送システムズのような事例もあるが、共同委託契約による維持管理は限定的であり、原則、地上基幹放送事業者毎に委託契約が行われ、また、運用や設備更新に係る検討や発注についても地上基幹放送事業者毎に行われている。
- ✓ こうした状況を前提に更なる効率化を図っていくことには限界があり、また、維持管理等に必要社内内外の人材の確保が困難となっていく中、将来的には費用増となるリスクも考えられる。
- ✓ 米国やフランスでは、無線設備を保有・運用するハード会社や、土地・铁塔・電源等を所有するタワー会社があり、放送事業者とは異なる第三者がハードを保有・運用する形態も見られる。

地上基幹放送局のイメージ  
(小規模中継局)



出典：株式会社日本デジタル放送システムズ(令和2年12月6日)  
日本放送協会資料

### (2) 将来像

- ✓ 地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局について、諸外国の制度及び設備運用の事例も参考に、更なる効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(基幹放送局提供事業者)の設立も経営の選択肢となり得る。その際、NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべきである。
- ✓ ハード事業者を設立する時期については、2026年～2028年頃に想定されるミニサテライト局の更新開始を見据え、更新することとなったミニサテライト局の保有(資産計上)が可能となるタイミングが考えられる。
- ✓ ハード事業者は、NHK及び民間放送事業者による共同出資等が考えられる。
  - ・ハード事業者の対象設備の範囲は、地上基幹放送事業者が特に人口減少地域や山間地等での中継局のコスト負担に課題を有していることから、まずは、ミニサテライト局をはじめ、山間地等の小規模な中継局とすることが考えられる。
  - ・ハード事業者の対象エリア(全国単位、地域ブロック単位、各放送対象地域単位)は、ハード事業者の持続可能性、競争性、ガバナンス体制の確保等の観点から検討すべきと考えられる。
  - ・ステイクホルダーが多岐に渡ることを想定されるため、透明性の確保や新技術の導入等において、事業運営のためのガバナンスが適切に確保されるべきである。

## 2. 地上基幹放送局(中継局)の将来像(案)

4

### (3) 制度的対応

- ✓ ハード事業者の設立と並行して、民間放送事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果も出ていることから、検証・シミュレーションを行ってその要因を分析し、合理的な仕様とすべきである。
- ✓ なお、設立されたハード事業者においても、安全・信頼性に関する技術基準の遵守や災害発生時のオペレーションの確保は引き続き適切に行っていくべきである<sup>※4</sup>。  
※4 第8回合会において、植原構成員から、民間向けタワー会社がサービスの一環として、24時間365日のモニタリング、故障発生時の代替者の派遣、営業スタッフの派遣、遠隔対策や防火対策等の災害対応等を行っている旨の説明があった。
- ✓ ハード事業者が対象とする設備の範囲によっては、1の放送系<sup>※5</sup>を構成する地上基幹放送局が複数の者に分かれて保有・運用されることとなるため、例えば、放送の業務が全体として円滑に実施されるよう設備の責任分界点に係る措置等、現行制度化されているハード・ソフト分離の制度について何らかの改正が必要か総務省において検討し、必要に応じて措置すべきである。
- ✓ 難視聴解消に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律案の成立を見据え、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯<sup>※6</sup>も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。受信料収入を活用する場合には、透明性を確保するとともに、受信料を負担している視聴者に対する説明責任が果たされるべきである。

※5 「放送法」は、同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる複数放送局の地位をいう(放送法第91条第9項第1号)。  
※6 アナログ放送が行われていた際には、NHKがミニサテライト局の利用設備に係る費用を負担していた経緯がある。

- ー 中継局については、ハード管理事業者の設立を、次回のミニサテライト局の更新時期(2026-2028年頃想定)を目安に行うことも考えられる
- ー ハード事業者については、ガバナンス体制のあり方や新技術の利用などのガバナンス整備が重要
- ー 放送免許との関係でも、新たなハード・ソフト分離の制度が必要になると考えられる

# 放送ネットワークインフラのあり方 —マスター設備のIP化—

## 3. マスター設備の将来像(案)

5

### (1) 現状と課題

- ✓ マスター設備とは、制作された番組・CMの映像音声データを、放送時間にあわせて地上基幹放送局に送り出す「放送局の心臓部」とも呼ばれるシステム。ニュース、収録番組、CM等を番組表に従って切替えを行うとともに、運行状況等の監視を行うもの。
- ✓ 現状ではオンプレミスのシステムであり、地上基幹放送事業者毎にその社屋等に設置されている。10～15年毎に設備更新が必要であり、広告収入が減少する中、更新投資は各地上基幹放送事業者にとって大きな負担となっている。集約化については、例えば米国においては、BBCからマスター設備部門を分離し、そのマスター設備を複数の放送事業者が利用している事例がある。
- ✓ また、他分野においては、専用機器から汎用化(IP化)・ソフトウェア化・クラウド化という順に実用化が進んでいるところ。マスター設備についても、一部の地上基幹放送事業者においてIP化の導入が予定されている。クラウド化については、メーカーにおいて、2020年代後半に実用化するマイルストーンで開発が進められている。
- ✓ 米国では、地上放送や衛星放送でクラウドマスターを利用している事例がある。

マスター設備のイメージ



※画像はイメージ。令和3年4月15日  
※東京メトロポリタンテレビジョン株式会社提供資料

### (2) 将来像

- ✓ 地上テレビジョン放送のマスター設備について、2028年～2030年頃に想定される設備更新を見据え、効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る。
- ✓ 集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である。例えば、衛星のプラットフォーム事業者<sup>※7</sup>のように、マスター設備を特定の場所に設置し、その運用・経理管理を地上基幹放送事業者以外の事業者<sup>※8</sup>が担うことや、クラウドサービス<sup>※9</sup>として提供を受けることが考えられる。これによって監視業務や放送準備業務が一括して行われ、業務の効率化が図られると期待される。
- ✓ 集約化の対象エリアは、系列局単位での集約化を前提に、地域ブロックに加え、全国単位も視野に入ると考えられる。
- ✓ その他、現状でも一部系列内において統一仕様を導入している事例があるが、場合によっては系列を超えて統一仕様を導入することも、費用対効果を高める観点から、経営の選択肢として検討が必要と考えられる。

※7 株式会社スカパー・BS放送システムが提供するマスター設備を共同施設で運用する事例がある。

※8 例えば、マスター設備メーカーや複数の地上基幹放送事業者の共同運営による事業者の統合、ネット事業者(放送局)と衛星事業者(地上基幹放送事業者)の統合による事例がある。

※9 クラウドサービスについては、メーカーの保有設備を別事業者に運用可能になっている事例もある。

## 3. マスター設備の将来像(案)

6

### (続き)

- ✓ 他方、IP化・クラウド化に当たっては、サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性をどのように確保可能かについて検討すべきである。追加的なコストが発生することとなるが、金融分野における地方銀行等、他分野においてもクラウド化が進みつつあることも踏まえれば、持続可能な放送の実現のためのコスト削減とサイバーセキュリティ対策等の安全・信頼性確保の両立に向けた道筋を描くことは可能と考えられる。
- ✓ 我が国におけるマスター設備は、系列局においてキー局から配信される番組素材のうちCMを差し替える際に元映像が見えてしまう「ちら見え」と呼ばれる現象が起こらないようにする仕組みや、CM中に字幕が表示されないように制御する仕組みを持っており、諸外国のマスター設備と比較して精度の高い制御が可能となっている。こうした仕組みを今後どうしていくか、経営の選択肢として検討が必要と考えられる。
- ✓ また、米国では既にクラウド化は実用化されているが、我が国におけるクラウド化の実現に向けて、どの程度の可用性<sup>※10</sup>を確保すべきか検討が必要と考えられる。  
※10 例えば、可用性99.99%(フォーナイン)では年間12分、99.999%(ファイブナイン)では年間6.26分の停止時間(ラージロス)が定義される。

### (3) 制度的対応

- ✓ マスター設備の集約化・クラウド化に当たり、何らかの改正が必要か総務省において検討し、必要に応じて措置すべきである。

- マスター設備についても、前述のハード事業者等の他事業者に委託することや、自らが保有する場合でも、クラウドサービスを利用することも考えられる
- 国内のサービスについては、要求水準が海外よりも高くなることも想定されるが、いずれにせよ、コスト負担とサイバーセキュリティ対策等の要請を考慮して、合理的に実施できるものとする必要がある
- クラウド化においては、金融分野等のように、具体的なガイダンスなどの整備も重要な課題になると考える

# 放送コンテンツのインターネット配信推進と 発表者の今後の施策に関する発表者の意見

## 第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」の概要

6

- ◆ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要。その価値の浸透を後押しする仕組みについて検討すべき。

現状と課題	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動画配信サービスの伸長等により、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がり、若者の「テレビ離れ」が加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化。</li> <li>○ インターネット空間では、フルタイムパブリックやエコーチェンバー、フェイクニュースといった社会問題も顕在化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、放送コンテンツの価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくべき。</li> </ul>
<p>【民間放送事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民放公式テレビ配信サービス「TVor」をはじめ、無料・有料を問わず、見逃し配信等のサービス提供。</li> <li>○ キー局における同時配信サービスも開始。</li> <li>○ ローカル局も自社ウェブサイト・アプリ等において、同時配信や見逃し配信等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策（特に、「誰もが目を通すメディア（プラットフォーム）」において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組）について今後具体的に検討すべき。</li> </ul>
<p>【NHK】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の施行により、テレビジョン放送の常時同時配信が解禁されたことを受け、テレビジョン放送の補完サービスとして、令和2年4月に「NHKプラス」を開始。</li> <li>○ インターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、主にテレビを保有していない者を対象とした放送番組等の配信を行う社会実験を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要という認識の下、社会実験の結果も注視しつつ、NHKにおけるインターネット配信の在り方について引き続き検討していくべき。</li> </ul>

- インターネット空間においても、放送事業者の制作するコンテンツの価値は一層重要になるとも考える
- 放送事業の環境が厳しくなる中、多くの放送事業者の事業の持続的発展のために、インターネット上に放送コンテンツを提供するために、「攻めの戦略」として、インセンティブとなる取り組みを行っていくことが重要と考える
- 著作権等の権利処理ほか、民放事業者が利用できる制度整備だけでなく、民放事業者がプラットフォームでより視聴されるための方策など、適切に収益確保や、放送コンテンツの拡散が図られるような枠組を整備することが重要な課題になると考える
- 視聴データのあり方についても、今後のインターネット配信での通信事業者との競争環境、視聴者の期待などを踏まえて議論の整理を進めることが重要と考える
- NHKのインターネット配信のあり方も整備し、民放事業者との協力関係も構築しつつ、公共放送の制約の中、公共放送であるからこそ発揮できる業務の推進を後押しする必要があると考える

# 放送制度の整備に関する全体像（再掲）

## デジタル時代における放送制度のあり方

### に関する検討会取りまとめの概要（令和4年8月）



- 個別施策の議論も進んでいるが、電波の独占利用という状況が崩れる中で、振り返って、デジタル時代の放送の意義・役割を考えることも重要（発表者としては、放送事業者のような適切な編集・考査の機能を有するコンテンツの価値自体は一層重要性を増すべきではないかと考える）
- 前提として、情報空間全体での情報発信に関する積極的に流通を図るべき情報と、不適切な拡散を抑止するべき情報を議論し、施策を施す場合にはその実効性も含めて十分に検討することも重要であると考え
- 公共放送と民間放送事業者は一長一短があるが、相互に補うことにより、情報空間の価値を向上しうるものであるが、通信コンテンツにおいては、それぞれの役割が少しずつ変化するのではないかと考えられ、今後の親会、公共放送WGなどでの重要な検討課題になると考える

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ先

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業  
〒100-0011  
東京都千代田区内幸町2-2-2  
富国生命ビル (受付: 16階)  
WEB: [www.aplaw.jp](http://www.aplaw.jp)

プロトタイプ政策研究所所長  
シニアパートナー／弁護士 落合孝文  
(第二東京弁護士会所属)

